

第1章 予算・会計

○鳥羽志勢広域連合会計規則

〔平成16年10月1日
規則第6号〕

改正 平成19年3月30日規則第3号

平成26年3月28日規則第2号

平成27年12月25日規則第2号

鳥羽志勢広域連合会計規則（平成12年鳥羽志勢広域連合規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）



第1条 この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、鳥羽志勢広域連合（以下「広域連合」という。）の会計に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

（事務処理等）

第2条 広域連合の会計に関する事務の処理（領収印を除く。）については、志摩市会計規則（平成16年志摩市規則第62号）の例による。

（会計管理者等の領収印）

第3条 会計管理者等は、現金の領収に際して特に必要がある場合を除くほか、次の表に定める領収印を用い、領収の証としなければならない。

名称	ひな形	寸法 (mm)	書体	使用区 分	個数
会計管理者 領収印		径 23	楷書	出納用	1
出納員 領収印		径 23	楷書	出納用	2

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日規則第 2 号）

この規則は、平成 27 年 12 月 25 日から施行する。